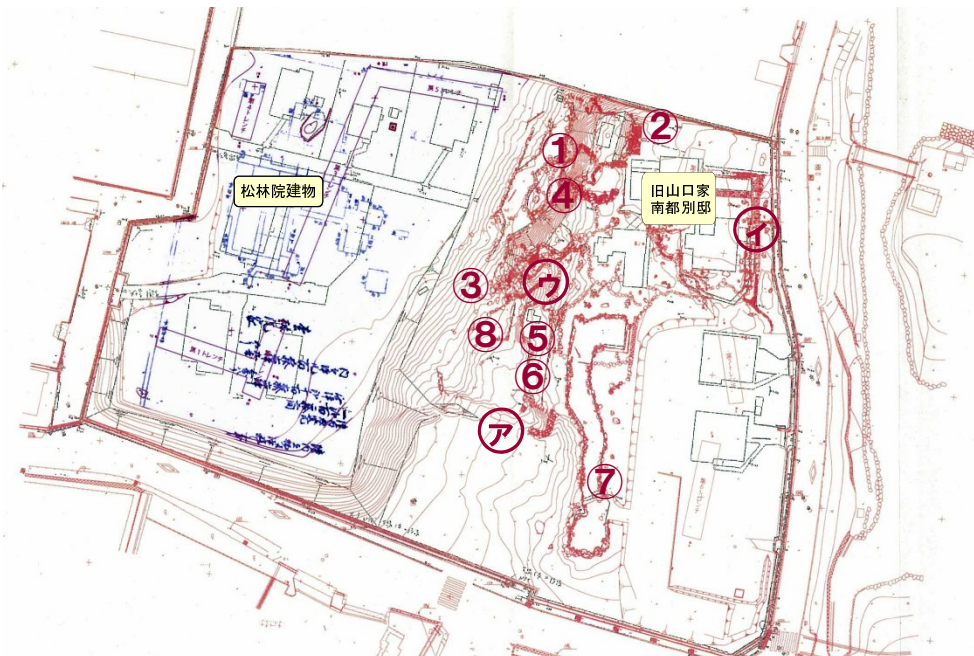


2. 高畑町裁判所跡地の価値の確認

(3) 高畑町裁判所跡地の価値の確認

4) 庭園遺構調査の詳細

位置図



・後年の建物遺構(黒)に重なって、中世の松林院に関わる建物遺構(青)が検出
 ・庭園遺構は埋没し水系が途絶えているが、滝石組や園地護岸など水の景が特徴的な名勝(庭園)としての文化的価値が認められる

○ その他

敷地内には、大変大きな加工石、おそらく建築に付属して設置されていた沓脱石(写真ア)と推察される石が2石確認できています。
 また、敷地内を周遊する園路は、板石の石敷き(イ)、こぶし大の礫を敷き詰めた階段(ウ)、コンクリート洗い出しの園路といういろいろな工法で設置されていることを確認しています。



ア



イ



ウ

①



写真①この周辺から庭園造成面と景石、飛石などが検出されました。

②



写真②建造物に関する遺構を確認しました。石張りは漆喰で固定されています。

③



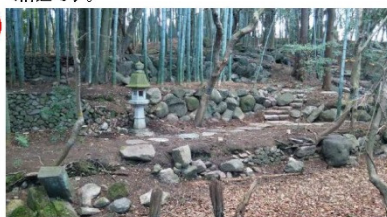
写真③大滝が姿をあらわしました。この滝の給水口は鉛管で水が送られ、石筒に水が溜まりあふれると流れていく構造です。

④



写真④大滝とは別に急峻な地形を生かした滝が組みまれていました。まだ給水排水を確認できていないことから、溜滝の可能性も考えられます。

⑤



写真⑤園地周辺の様子です。趣のある小ぶりの石積と大振りの自然石で組まれた石積、両方の仕事をみるることができます。

⑥



写真⑥石積でも石の大きさが2通り確認できます。これが時期差であるのか、意匠としての違いであるのかは、さらに調査を進める必要があります。

⑦



写真⑦園池にかかる石橋です。

⑧



写真⑧このあたりの平場は、石の組みかたから、建造物が設置されていたのではないかと推測されます。

調査の概要

調査は、庭園造成土面の検出、堆積土のすき取りと除去などを実施しました。

現時点では、写真①から写真⑧の範囲まで周遊できるようになっています。大振りな自然石をふんだんに使用された、ダイナミックな構成になっています。特に見所となるのは、大滝(写真③)、溜れ滝(写真④)で、良好な姿で確認することができました。次に、園池エリア(写真⑦)は常に湿気を持つ場所で、地形的にも中世の時代から池が存在した可能性があるかと推察されます。大振りな自然石で組まれた石組のさらに下面に護岸石が組み立てられていますが、中・近世の遺構が混在している可能性があると推察しています。

なお、全体は近代のものかと推察しますが、園池護岸や井戸、園路その他細部をみると、これらにも時期差があると推察しています。

2. 高畑町裁判所跡地の価値の確認

(3) 高畑町裁判所跡地の価値の確認

5) 庭園遺構の文化的価値の確認

本庭園は、廃絶し水系が途絶え、半ば埋没したいわゆる遺跡庭園である。しかしながら、落葉落枝などの堆積物の清掃によって、往時の庭園の構成要素がある程度明瞭化された。

本庭園の特徴は、高低差のある地形を巧みに生かした点にある。眺望豊かな地に、園池や2つの滝石組を構え、全域に園路を巡らせ、石造物を配する空間構成は見事であり、名勝（庭園）としての文化財的価値が認められる。

庭園の特徴

①豊かな眺望を楽しむ庭であること

眺望地点が複数設けられており、それぞれの地点から異なる奈良の風景を眺望することができる。

大正期、煎茶の流行する中で、眺望風景を愛でての茶会が京都・奈良・大阪などで流行する。本庭園も、こうした流れの中に位置づけることができるであろう。

②高低差のある庭園を回遊する庭であること

敷地内には園路が複雑に設けられており、様々な意匠の園路を伝いながら、高低差の起伏を楽しみながら回遊することができる。

園池の周囲を回遊する近世の回遊式庭園とは異なり、高低差のある敷地を回遊し、散策・逍遙する庭園であることは、本庭園の特徴の一つである。

③様々な様式の庭を楽しむことができること

敷地内には座敷から鑑賞する庭があり、また茶室へといぎなう露（茶庭）、長大な池庭など、日本庭園のさまざまな様式が取り入れられ、それぞれ異なる味わいを楽しむことができる。

それは、茶会や句会、食事、講演、会議などさまざまな用途に対応できる場であるということでもある。

④意外なデザインに出会う庭であること

伝統的な意匠のみならず、本庭園には新奇なデザインにも出会うことができる。歴史を感じさせる風格ある石灯籠や、小石を積み上げた繊細な石垣もあれば、

新しい創作型の石灯籠、巨石を用いた豪壮な滝、思わぬところに縦横に流れる水との出会い、小さな池に敷き詰められた色鮮やかな石敷き、巨大な花崗岩の護岸石など、見どころの多い庭である。

庭園の整備・活用に関する課題等

本庭園遺構は、中世の興福寺子院の地を継承する遺跡として重要であるのみならず、近代数寄者の庭園遺構としての学術的・芸術的価値は高い。よってその保存と、今後の整備活用を図ることは、日本の庭園文化・茶の湯文化にとって重要な課題である。

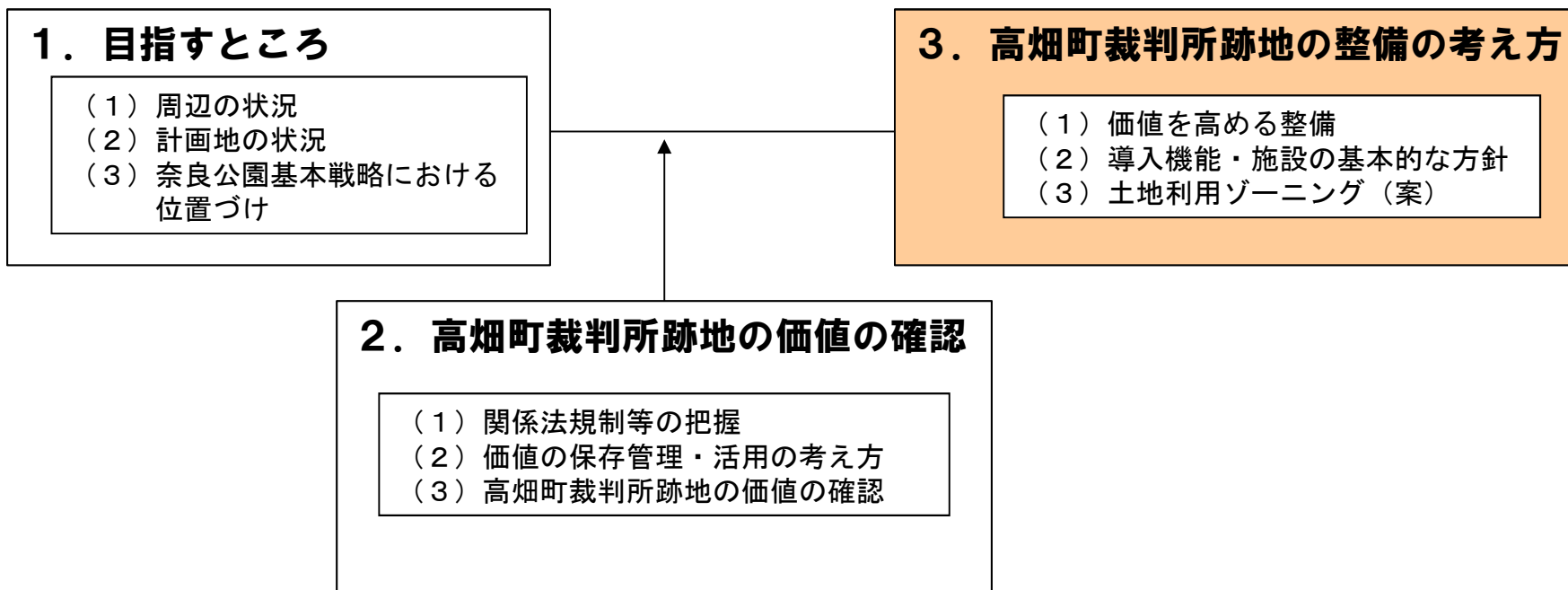
本庭園の特徴の一つである水の景を復元するためには、その水利の整備、園池護岸の修理を図る必要がある。活用に向けては、本庭園は起伏の多い庭園であるため、利用者の安全確保を図ることも重要な課題である。

本敷地内で予定されている飲食施設については、中世の遺構が検出されていない場所、あるいはかつての建物場所において整備することが考えられる。特に書院座敷や茶室を復元するならば庭園景観の価値は一層輝きを増すと思われる。

III. 高畑町裁判所跡地

3. 高畑町裁判所跡地の整備の考え方

検討フロー



3. 高畑町裁判所跡地の整備の考え方

(1) 価値を高める整備

1) 整備の前提条件

文化財発掘調査や庭園遺構調査から、高畑町裁判所跡地の価値は、次のとおりであることが明らかになった。

「高畑町裁判所跡地の価値」

- ・ 中世の興福寺子院を継承する遺跡としての価値
- ・ 近代数奇者の庭園遺構としての学術的・芸術的価値

この価値を継承しつつ利活用を図ること前提に検討を行うこととする。

2) 計画地に求められる新たな機能

世界に誇れる奈良公園として、計画地に求められる新たな機能

- ・ 歴史文化の発信機能
- ・ 宿泊機能
- ・ 飲食機能
- ・ 交流機能

3) 高畑町裁判所跡地の価値を高める整備の基本的考え方

「庭園文化・茶の湯文化の再興」

高畑町裁判所跡地を整備し、その価値をより一層輝かせるため、計画地の整備は、様々な土地利用の変遷のなかで築き上げてきた、日本に誇る庭園文化・茶の湯文化を感じることが出来る場の再興を基本的考え方とする。

この基本的考え方のもと、宿泊機能等、世界に誇れる奈良公園として、計画地に求められる新たな機能を担う整備の検討にあたっては、興福寺子院松林院として、さらには、日本を代表する茶道家・小説家・芸術家等が茶の湯とともに交流を育んだ別荘地として、その価値を付加し続けてきた変遷の表出である地形・地割の保存を前提に、導入機能・施設の基本的方針、土地利用ゾーニングを次項のとおり定めることとする。

3. 高畑町裁判所跡地の整備の考え方

(2) 導入機能・施設の基本的な方針

- 貴重な歴史・文化遺産である中世の遺跡や庭園遺構の積極的な保存・利活用を基本とする
- 歴史・文化と自然の融合する都市公園として、来園者や地域に継承すべき貴重な「歴史・文化」、「食と賑わい」、「交流・滞在」といった視点のサービスを提供する機能の導入を図る

<空間づくり・活動づくりの主要なテーマ>

歴史・文化

【具体的な展開に向けた方向性】

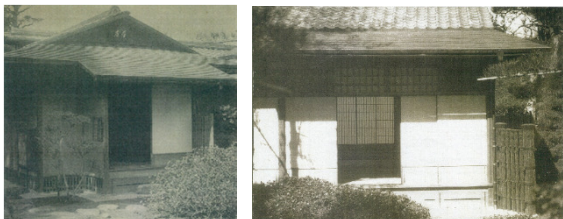
- 貴重な歴史・文化遺産である中世の遺跡や庭園遺構の積極的な保存・利活用が前提
- 敷地が有する貴重な歴史・文化の文脈を受け継いだ事業の展開
- 歴史・文化と自然の融合する都市公園としての展開
- 奈良公園と一体となった適正な風致景観の形成

庭園遺構の積極的な保存・利活用

(本事業用地の現況)



高低差のある地形を巧みに活かし、楽しみながら回遊することができる庭園遺構(水の景)



山口家南都別邸時代の数奇屋造りの建物(当時の写真)

食と賑わい

【具体的な展開に向けた方向性】

- 庭園文化と共に育まれた茶の湯文化の発信
- 奈良の特産物である大和野菜や有機野菜、果物などを活かしたオーベルジュ(宿泊施設を備えたレストラン)の展開
- 産学官民が協働し、次世代の食の担い手を養成する場として、オーベルジュを活用(なら食と農の魅力創造国際大学校(NAFIC)との連携など)

奥深い奈良の魅力を味わうオーベルジュ



なら食と農の魅力創造国際大学校(NAFIC)



NAFICとの連携等による次世代の食の担い手を養成する場としても活用

交流・滞在

【具体的な展開に向けた方向性】

- 「歴史・文化」、「食と賑わい」のテーマと連動した魅力的な土地利用として、交流、滞在機能を展開
- 敷地の価値を高めるに相応しい歴史と文化の薫りが漂う、上質の宿泊・滞在施設の整備

オーベルジュと連動した世界に誇れる上質な宿泊・滞在施設

3. 高畑町裁判所跡地の整備の考え方

(3) 土地利用ゾーニング (案)

- 庭園ゾーンは、庭園遺構の保存を前提とした近代の数寄空間の再現を想定
- 鶯池や浮見堂に近く来訪者がアプローチし易い北側平坦部に、交流・飲食ゾーンの配置を想定
- 見晴らしが良く、セキュリティが確保し易い南側高台部に、宿泊ゾーンの配置を想定
- 宿泊ゾーンは、興福寺の子院である松林院が建立していた歴史を継承するような宿泊・滞在空間の創出を想定
- 宿泊、庭園観賞、交流・飲食ゾーンで整備する施設は、都市公園の便益施設として民間による整備を想定

<土地の規制状況>

- ・名勝奈良公園
 - ・県立都市公園 奈良公園区域 (編入予定)
 - ・歴史的風土特別保存地区
 - ・市街化調整区域
 - ・春日山風致地区 第一種風致地区
- 建築制限
- ・建物高さ : 8.0m
 - ・道路からの距離 : 3.0m
 - ・隣接地からの距離 : 1.5m
 - ・建ぺい率 : 20%
 - ・緑地率 : 40%
 - ・切土又は盛土高さ : 2.0m

